

# 産地魚市場における検査体制と出荷方針

令和8年3月24日  
福島県漁業協同組合連合会

## 1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故の後、全ての沿岸漁業（沖合底曳網漁業を含む；以下、沿岸漁業）は操業を自粛した。平成24年6月22日より開始された試験操業は令和3年3月31日に終了し、令和3年4月1日から本格操業に向けた移行期間として、いわき市漁業協同組合、相馬双葉漁業協同組合、小名浜機船底曳網漁業協同組合（以下、漁協）毎に、操業拡大へ取り組む段階となった。

食品衛生法の規定に基づく放射性セシウムの基準値（100Bq/kg）を超えるものを万が一にも流通させないため、県内の産地魚市場における検査体制と出荷方針を定める。

## 2 対象種

産地魚市場における検査の対象は、沿岸漁業により福島県沖で漁獲され、県内の産地魚市場に水揚げされたすべての魚介類のうち、福島県が実施する緊急時モニタリング（以下、モニタリング検査）、産地魚市場における検査の結果及び重要度を考慮し、漁協で選定した魚介類とする。

魚介類の選定においては、必要に応じ、福島県漁業協同組合連合会（以下、県漁連）、漁協及び福島県が協議するとともに、漁協は、選定した魚介類を福島県地域漁業復興協議会（以下、復興協議会）の部会に届け出る。部会は、復興協議会に報告する。

## 3 出荷方針

### （1）検査方法及び定義

- ① スクリーニング検査：国が定めるスクリーニング方法に沿って漁協が行うNaI及びCsIシンチレーションカウンターによる検査をいう。
- ② 精密検査：福島県水産海洋研究センター、福島県水産資源研究所等が、スクリーニング検査を補完する目的で、国が定める検査方法に沿って行うGe半導体検査機器による検査をいう。

### （2）検査ロット

検査の対象は2で示す魚介類とし、産地魚市場の販売日に、相馬双葉地区、いわき地区の検査所において、消費者等の安心に配慮し、週1回以上検査を行う。

いずれかの検査所において、自主基準（50Bq/kg）を超えた場合は、福島県全体で同じ対応とする。

### (3) 出荷対象の基準

食品衛生法の規定に基づく放射性セシウムの基準値は 100Bq/kg であるが、3 (2) においては、50Bq/kg 以下を出荷の対象とする。

ただし、スクリーニング検査で 25Bq/kg を超える種が出た場合、精密検査を行い、以下の対応を行う。

#### ① 精密検査結果が 50Bq/kg 以下の場合

・出荷を行う。

#### ② 精密検査結果が 50Bq/kg を超えた場合

・同魚介類の福島県全体での出荷を自粛する。

・福島県に対して、当該魚介類のモニタリング検査の強化を要請する。

・その後、モニタリング検査において、1ヶ月以上安定して 50Bq/kg を下回った場合は、福島県地域漁業復興協議会、県下漁業協同組合長会等において協議し、出荷の自粛を解除する。

### (4) モニタリング検査結果の扱い

モニタリング検査において、50Bq/kg を超える種が出た場合は、3 (3) ②に準じるものとする。

### (5) 国への報告

スクリーニング検査において 25Bq/kg を超え、精密検査を行った場合は、県漁連は、水産庁に対して、スクリーニング検査結果及び精密検査結果を報告する。

### (6) 検査結果の公表

① スクリーニング検査結果及び精密検査結果については、県漁連のホームページにおいて公表する。

② 精密検査結果が、50Bq/kg を超えた場合には、その対応について県漁連のホームページにおいて速やかに公表する。

## 4 出荷制限の解除に伴う出荷再開

国による出荷制限等指示が解除された魚介類については、3 (3) ②と同様に福島県地域漁業復興協議会、県下漁業協同組合長会等において協議し、出荷の再開を決定する。

## 5 緊急時の対応

災害や感染症等により 3 出荷方針に基づくスクリーニング検査が一時的に実施できなくなった場合は、緊急措置として、県漁連代表理事会長の判断で、一時的に出荷方針における検査体制を変更することができる。この場合においては、県漁連、漁協及び福島県の協議により対応策を決定することとし、県漁連代表理事会長名で関係機関に通知するとともに、福島県地域漁業復興協議会構成員に報告する。なお、対応策については、出荷する水産物の安全性が十分に担保されるものとする。

## 6 その他

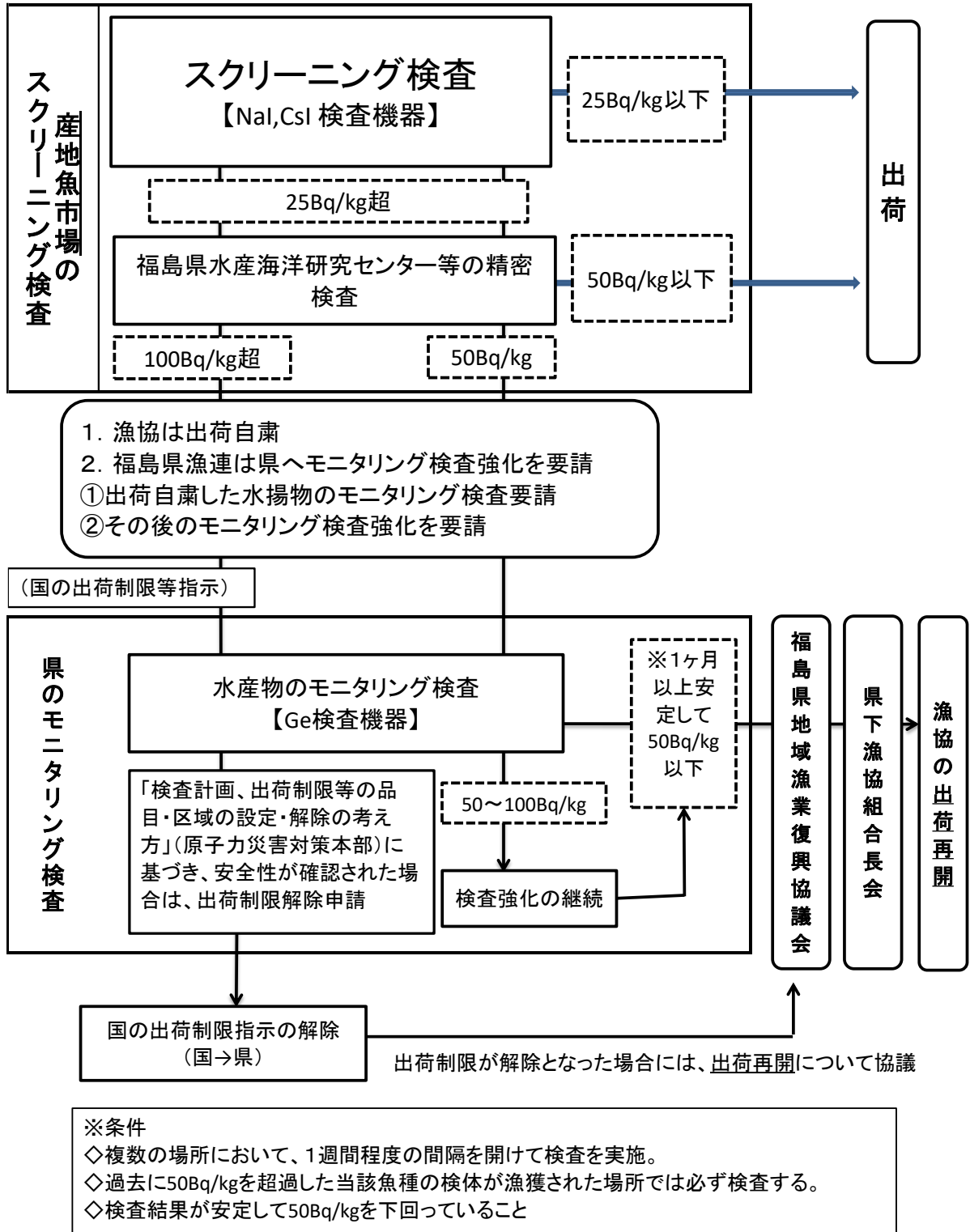
本方針の運用にあたっては、国立研究開発法人水産研究・教育機構、東京電力ホールディングス株式会社等の調査結果についても参考にする。

### 附則

令和8年4月1日より施行する。

平成25年12月25日に策定した試験操業対象種の出荷方針は令和8年3月31日で廃止する。

# 産地魚市場における検査体制と出荷方針

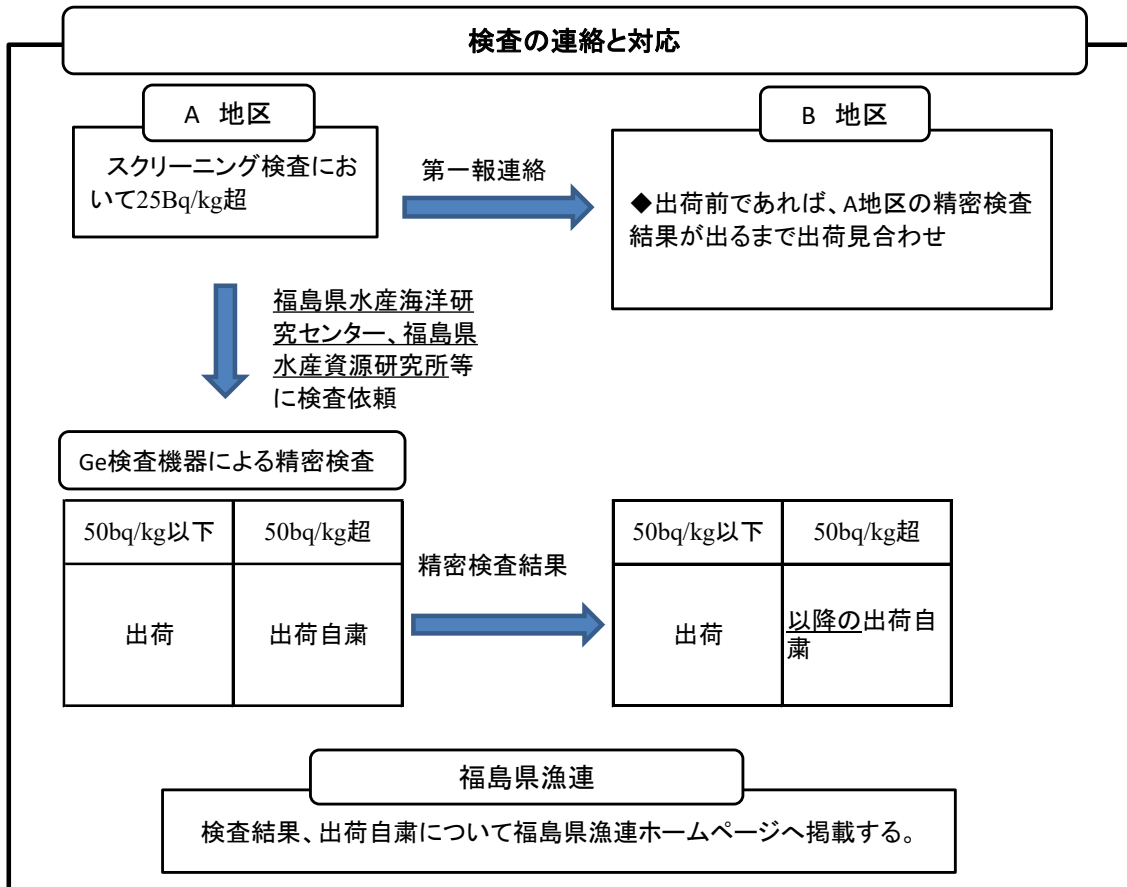


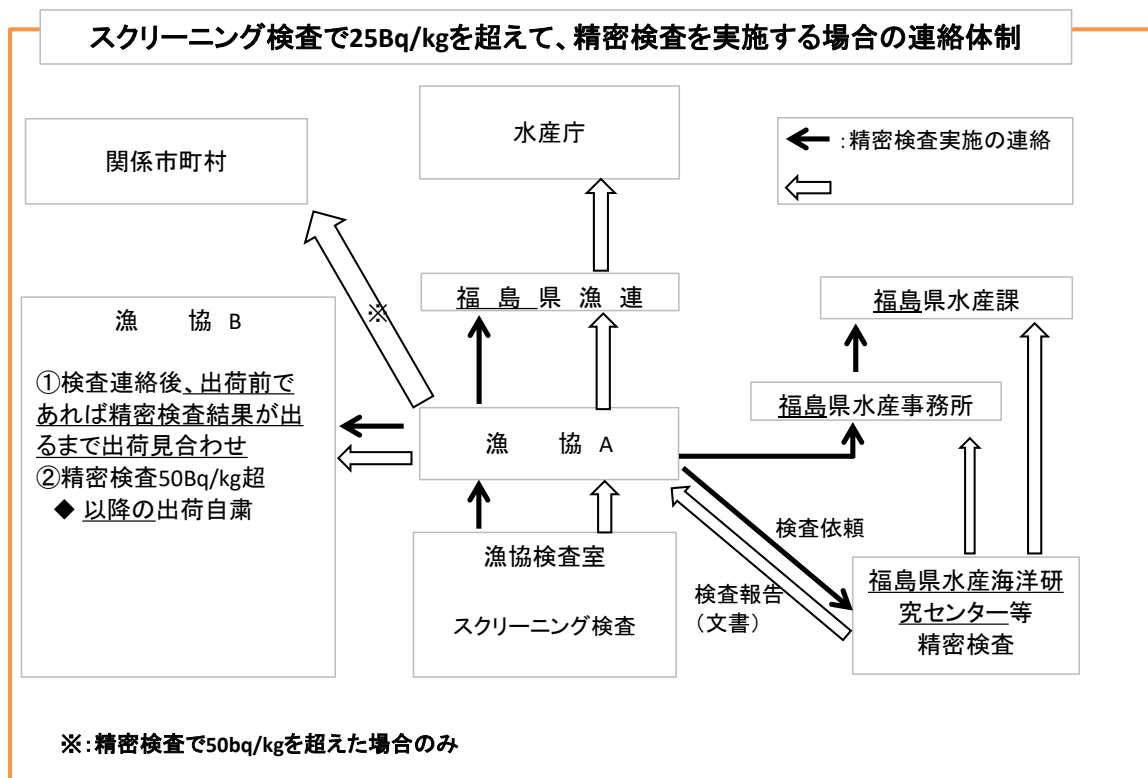
## スクリーニング検査における検査ロットの考え方と出荷の方針

### 検査ロットの考え方

検査の対象は、県内の産地魚市場に出荷された魚介類のうち漁協で選定した魚介類とする。消費者等の安心に配慮し、相馬双葉地区、いわき地区の地区毎に産地魚市場等において検査を行う。いずれかの検査所において、自主基準(50Bq/kg)を超えた場合は、県全体で同じ対応とする。

### 検査の連絡と対応





- スクリーニング検査方法に基づき、ゲルマニウム検査機器により精密検査を行った場合には、水産庁様式により、県漁連から水産庁へ検査結果を報告する。
- スクリーニング検査結果報告(検査結果一覧等)については通常通り行う。